

(別添資料3)

平成20年2月20日

古紙配合率乖離問題に関する社内処分について

このたびの古紙配合率乖離問題により、ユーザーの皆様、消費者の皆様をはじめ多くの関係者の皆様の信頼を裏切る結果を招き、多大なるご迷惑をおかけいたしましたことに対する経営責任ならびに管理責任を明確にするため、本日付にて社内処分を下記のとおり決定いたしました。

代表取締役社長（1名） 役員賞与全額返上 月額報酬減額30%（3ヶ月）
取締役常務執行役員（1名） 役員賞与全額返上
その他の取締役（3名） 役員賞与減額70%

なお、取締役を兼務しない執行役員3名に対して期末手当減額30～50%の処分を行うことといたしました。

また、管理職11名に対して、本部長あるいは工場長のいずれかより厳重注意いたしました。

以上